



目 次

告 示	ページ
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (2件) (経営支援課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係 る通知の掲示 (治山林道課)	2
○基本測量の終了の通知 (用地対策課)	4
○公共測量の実施の通知 (")	4
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	4
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	4
○警備員等に係る検定の実施	6
○警備員等に係る検定合格者審査の実施	6
入札公告	
○一般競争入札(高知警察署庁舎新築 建築主体工事)の公告 (警察本部装 備施設課)	7

告 示

高知県告示第496号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成30年6月8日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄

(2) 届出者の住所

愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フジ須崎店
須崎市西町二丁目7番15号

(4) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社フジ	尾崎 英雄	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
株式会社三城	加納 誠治	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目15-16
有限会社写真のキタダイ	北代 博	須崎市東古市町5-12
株式会社タカギペーカリー	高木 誠一	広島県広島市中区鶴見町2-19 ルーテル平和 大通りビル
株式会社青柳	和田 均	高知市大津乙1741
株式会社大創産業	矢野 博丈	広島県東広島市西条町吉行2-19 賀茂工業団地
株式会社ちぐさ	澤村 孝志	高知市帯屋町二丁目2-15
明神 健児	明神 健児	須崎市山手町6-17
三協衣料株式会社	宮崎 文男	香川県観音寺市観音寺町甲1131

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社フジ	尾崎 英雄	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
株式会社三城	澤田 将広	東京都港区海岸一丁目2番3号
明神 健児	明神 健児	須崎市山手町6-17
株式会社明屋書店	酒井 修	愛媛県松山市湊町四丁目1番地19

(5) 変更年月日

平成28年2月8日

(6) 変更理由

テナント退店、代表者氏名の変更及び新規テナントの出店のため

2 届出年月日

平成30年5月8日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課
須崎市役所

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第497号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成30年6月8日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

<p>(1) 届出者の名称 株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄</p> <p>(2) 届出者の住所 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号</p> <p>(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 フジ須崎店 須崎市西町二丁目7番15号</p> <p>(4) 変更しようとする事項 駐車場の自動車の出入口の数 (変更前) 3箇所 (変更後) 2箇所</p> <p>(5) 変更年月日 平成30年5月8日</p> <p>(6) 変更理由 駐車場南側の出入口2箇所の間に設置されていた郵便ポストの移設に伴い、これらの出入口を1箇所に集約するため</p> <p>2 届出年月日 平成30年5月8日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 須崎市役所</p> <p>4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容</p> <p>高知県告示第498号 平成30年3月高知県告示第154号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年6月8日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 中村市一条通一丁目68番地 イ 氏名 川村 洋之 (2)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小深浦711番地3 イ 氏名 共同組合西部木材センター (3)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>中村市具同130番地7 イ 氏名 西村 卓信</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 高知市永国寺町6番13号 イ 氏名 高知県信用保証協会</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大川筋村勝間20番屋敷 イ 氏名 三浦 栄助</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大川筋村勝間 イ 氏名 竹内 包道</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 高知市浦戸町71番地 イ 氏名 樫本 寅</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 高知市大津乙878番地1 イ 氏名 坂本 造</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町甲2829番地 イ 氏名 安岡 市太郎</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町585番屋敷 イ 氏名 安岡 市太郎</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 室戸市元160番屋敷 イ 氏名 中野 敏子</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町3749番地 イ 氏名 山中 初亀</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町626番地 イ 氏名 小野 正章</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町633番地</p>	<p>イ 氏名 多田 英男</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1015番地 イ 氏名 和田 愛次郎</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津10番屋敷 イ 氏名 谷本 吉太郎</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1136番地 イ 氏名 谷畑 米次</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1143番地 イ 氏名 一円 鶴代</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1280番地 イ 氏名 中屋 幸十郎</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津12番屋敷 イ 氏名 山本 金太郎</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津139番屋敷 イ 氏名 町田 泰次</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1664番地 イ 氏名 山田 八五郎</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1782番地 イ 氏名 川田 一</p> <p>(24)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津2644番地 イ 氏名 改田 佳雄</p> <p>(25)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津373番地 イ 氏名</p>
---	---	---

(26)ア 秋田 官寿 登記簿記載の住所 室戸市室津38番屋敷 イ 氏名 和田 熊太郎	(37)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津464番地口号 イ 氏名 浜窪 源吉	室戸市室津1143番地 イ 氏名 一円 積穂
(27)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津38番屋敷 イ 氏名 和田 耕	(38)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津469番地イ号 イ 氏名 株式会社有島屋呉服店	(49)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1283番地 イ 氏名 尾上 佳生
(28)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津51番屋敷 イ 氏名 植田 多之助	(39)ア 登記簿記載の住所 室戸市浮津491番地 イ 氏名 米沢 菊衛	(50)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1375番地 イ 氏名 上松 義喜
(29)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津73番屋敷 イ 氏名 中屋 伊三次	(40)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津652番地 イ 氏名 宮崎 八十八	(51)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1509番地 イ 氏名 久保 重吉
(30)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津79番屋敷 イ 氏名 田所 市松	(41)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津737番地 イ 氏名 山崎 米治	(52)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1641番地 イ 氏名 稲垣 徳重
(31)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津79番屋敷 イ 氏名 田所 直太郎	(42)ア 登記簿記載の住所 室戸市領家55番地2号 イ 氏名 篠原 孝	(53)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1669番地 イ 氏名 窪田 寛次
(32)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津896番地 イ 氏名 池田 たつ	(43)ア 登記簿記載の住所 室戸市領家57番地 イ 氏名 町田 泰雄	(54)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1674番地 イ 氏名 岡崎 左門
(33)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津952番地3号 イ 氏名 田村 伊勢松	(44)ア 登記簿記載の住所 高知市愛宕山90番地1 イ 氏名 竹村 啓介	(55)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1675番地 イ 氏名 西村 忠三
(34)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津358番屋敷 イ 氏名 山本 千代一	(45)ア 登記簿記載の住所 高知市横浜78番地1 イ 氏名 坂本 正道	(56)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1694番地3 イ 氏名 前田 陽三
(35)ア 登記簿記載の住所 室戸市浮津374番屋敷 イ 氏名 谷岡 嘉子	(46)ア 登記簿記載の住所 高知市潮新町一丁目10番17号 イ 氏名 浜口 松寿	(57)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1740番地4 イ 氏名 山脇 増恵
(36)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津418番屋敷 イ 氏名 竹村 熊次郎	(47)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1015番地 イ 氏名 和田 耕一	(58)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津2253番地3 イ 氏名 中野 金夫
	(48)ア 登記簿記載の住所	(59)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津3140番地6号

イ	氏名 公文 憲夫
(60)ア	登記簿記載の住所 室戸市室津3142番地
イ	氏名 西村 春美
(61)ア	登記簿記載の住所 室戸市室津3242番地 1
イ	氏名 藤戸 儀美
(62)ア	登記簿記載の住所 室戸市室津373番地
イ	氏名 秋田 徳太郎
(63)ア	登記簿記載の住所 室戸市室津40番屋敷
イ	氏名 大久保 亀次郎
(64)ア	登記簿記載の住所 室戸市室津808番地 1
イ	氏名 谷口 新耕
(65)ア	登記簿記載の住所 室戸市室津888番地
イ	氏名 久保 善吉
(66)ア	登記簿記載の住所 室戸市室津896番地
イ	氏名 久保 量
(67)ア	登記簿記載の住所 室戸市室津952番地 3号
イ	氏名 田村 一男
(68)ア	登記簿記載の住所 室戸市室津953番地ロ号
イ	氏名 影本 勝正
(69)ア	登記簿記載の住所 室戸市室津972番地
イ	氏名 田渕 儀忠
(70)ア	登記簿記載の住所 室戸市室津973番地
イ	氏名

	山本 房市
(71)ア	登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津240番屋敷
イ	氏名 黒原 亀三郎
(72)ア	登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津240番屋敷
イ	氏名 黒原 亀太郎
(73)ア	登記簿記載の住所 室戸市領家55番 2号
イ	氏名 篠原 政男
(74)ア	登記簿記載の住所 東京都渋谷区東三丁目 8番21号
イ	氏名 松村 建夫
(75)ア	登記簿記載の住所 兵庫県尼崎市西昆陽字ヨウダ16番地 2
イ	氏名 町田 矩一
(76)ア	登記簿記載の住所 東京都文京区後楽一丁目 7番12号
イ	氏名 社団法人日本木材信用協会
2	保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
(1)	指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和60年4月農林水産省告示第567号
(2)	変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
	高知県告示第499号 国土交通省国土地理院長から平成29年10月高知県告示第687号(基本測量の実施の通知)で告示した基本測量が平成30年3月23日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。 平成30年6月8日 高知県知事 尾崎 正直
	高知県告示第500号 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成30年5月10日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

	平成30年6月8日 高知県知事 尾崎 正直
1	作業種類 公共測量(基準点測量)
2	作業期間 平成30年4月9日から平成30年10月31日まで
3	作業地域 安芸郡芸西村和食地内
----- 公 告 -----	
土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、高幡土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。 平成30年6月8日 高知県知事 尾崎 正直	
役名	氏名 住 所
(退任)	
理事	武吉 利秋 高岡郡四万十町大向 124番地 2
〃	坂元 穂 〃 〃 高野 429番地
〃	國枝 政澄 〃 〃 平野 335番地
〃	宮脇 春男 〃 〃 上宮 465番地
〃	勢田 政志 〃 中土佐町大野見神母野 928番地
〃	岡田 方文 〃 津野町船戸 283番地
〃	高瀬 満伸 〃 四万十町小野 528番地 2
〃	池田 洋光 〃 中土佐町久礼 98番地
〃	池田 三男 〃 津野町白石甲 1021番地
監事	下元 年男 〃 中土佐町大野見長野 162番地
〃	谷脇 健司 〃 四万十町大向 218番地
(就任)	
理事	武吉 利秋 高岡郡四万十町大向 124番地 2
〃	坂元 穂 〃 〃 高野 429番地
〃	國枝 政澄 〃 〃 平野 335番地
〃	宮脇 春男 〃 〃 上宮 465番地
〃	勢田 政志 〃 中土佐町大野見神母野 928番地
〃	岡田 方文 〃 津野町船戸 283番地
〃	中尾 博憲 〃 四万十町金上野 497番地
〃	池田 洋光 〃 中土佐町久礼 98番地
〃	池田 三男 〃 津野町白石甲 1021番地
監事	谷脇 健司 〃 四万十町大向 218番地
〃	森 林 〃 中土佐町大野見長野 122番地
----- 公安委員会告示 -----	
高知県公安委員会告示第9号	

<p>警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。</p> <p>平成30年6月8日</p> <p>高知県公安委員会委員長 西山 彰一</p> <p>1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所</p> <p>(1) 警備業務の区分 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号業務」という。）</p> <p>(2) 種別 ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。） イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）</p> <p>(3) 実施期日 ア 新規取得講習 平成30年9月4日（火）から同月12日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間 イ 追加取得講習 平成30年9月10日（月）から同月12日までの3日間</p> <p>(4) 実施場所 吾川郡いの町天王北一丁目14番地 高知県立高知青少年の家</p> <p>2 受講者定員 受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。 (1) 新規取得講習 25人 (2) 追加取得講習 5人</p> <p>3 受講資格者 (1) 新規取得講習 受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。 ア 最近5年間に3号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p>	<p>ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上3号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>(2) 追加取得講習 受講申込み時において、3号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。</p> <p>4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法 (1) 受講希望の事前申込方法 ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号Lビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。 イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。 ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。</p> <p>(2) 事前申込みの受付期間 ア 平成30年8月6日（月）及び7日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。 イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。 なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。</p> <p>(3) 受講予定者の確定方法 ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。 イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成30年8月8日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。 ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。</p>	<p>5 受講申込手続 受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。 (1) 受講申込書等の提出期間 平成30年8月13日（月）から同月15日（水）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。 なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。 (2) 受講申込書等の提出先 高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。 (3) 提出書類 ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）を貼り付けたもの） 1通 イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通 (ア) 3の(1)のイに該当する者にあつては、3号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 (イ) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し (ウ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 (エ) 3の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し (オ) 3の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書 ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通 エ 受講申込確認書 1通 (4) 受講申込書等の提出方法 受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。 なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。</p> <p>6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法 講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては38,000円、追加取得講習にあつては14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。</p>
--	---	--

<p>なお、納付された受講手数料は、返還しない。</p> <p>7 講習の委託 講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>8 講習に関する問い合わせ先 (1) 高知県警備業協会（電話番号088-824-3404） (2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係</p> <p>高知県公安委員会告示第10号 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。</p> <p>平成30年6月8日 高知県公安委員会委員長 西山 彰一</p> <p>1 検定を実施する警備業務の種別及び級 貴重品運搬警備業務 2級</p> <p>2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所 (1) 検定の実施日及び開始時間 平成30年9月7日（金）午前9時 (2) 検定の実施場所 松山市上野町甲650番地 えひめ青少年ふれあいセンター</p> <p>3 検定の実施予定人員 10人</p> <p>4 受検資格者 高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。</p> <p>5 検定の方法 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。 (1) 学科試験 ア 警備業務に関する基本的な事項 イ 法令に関すること。 ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 (2) 実技試験 ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。</p>	<p>イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>6 検定の申請手続 検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。 (1) 検定の申請の受付期間 平成30年7月30日（月）から同年8月3日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。 (2) 検定申請書等の提出方法 検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。 (3) 提出書類等 ア 検定申請書 1通 イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。） ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚 (4) 受検対象者の確定方法 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。 (5) 受検票の交付 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。</p> <p>7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法 検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。 なお、納付された検定手数料は、返還しない。</p> <p>8 検定の実施に関し必要な事項 (1) 受検時の服装 警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装（ジャージ及びTシャツは、不可）とすること。 (2) 持参品 ア 受検票</p>	<p>イ 筆記用具 ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽 エ 室内用運動靴 オ 昼食（学科試験に合格した場合に必要な。）</p> <p>9 その他 この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。</p> <p>10 検定の実施に関する問い合わせ先 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係</p> <p>高知県公安委員会告示第11号 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。</p> <p>平成30年6月8日 高知県公安委員会委員長 西山 彰一</p> <p>1 審査の区分、実施日及び開始時間並びに実施場所 (1) 審査の区分 検定規則附則第6条各号に掲げる審査の区分のうち、全ての警備業務に係る1級及び2級の審査 (2) 審査の実施日及び開始時間 平成30年8月24日（金）午前9時30分 (3) 審査の実施場所 高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部</p> <p>2 審査の実施予定人員 10人</p> <p>3 審査の対象者 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第2項の規定により行われた1級の検定又は同項の規定により行われた2級の検定の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の交付を受けている者であつて、高知県内に住所地（現に警備員である場合は、その属する営業所の所在地を含む。）を有するもの又は高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有するものとする。</p> <p>4 審査の方法 1級及び2級の審査とも、学科試験及び実技試験とし、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。</p>
--	---	--

<p>(1) 学科試験 ア 警備業務に関する基本的な事項 イ 法令に関すること。 ウ 警備業務の実施に関すること。 エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 実技試験 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>5 審査の申請手続 審査を受けようとする者は、次のとおり審査の申請手続を行うこと。ただし、審査の実施予定人員に達した時点で申込みを締め切る。</p> <p>(1) 審査の申請の受付期間 平成30年7月30日(月)から同年8月3日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。</p> <p>(2) 審査申請書等の提出先 ア 審査を受けようとする者の住所地を管轄する警察署 イ 現に警備員である者で、高知県内に住所地を有しないものにあつては、その属する営業所の所在地を管轄する警察署 ウ 高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地及びその属する営業所のいずれも有しないものにあつては、旧検定合格証の交付を受けた警察署</p> <p>(3) 提出書類等 ア 審査申請書 1通 イ 高知県以外の公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地又はその属する営業所を有するものにあつては、当該住所を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 1通 ウ 写真(審査の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1枚 エ 審査の申請に係る旧検定合格証の写し 1通</p> <p>(4) 審査申請書等の提出方法 審査申請書等の提出は、審査を受けようとする者が直接行うこと。 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。</p> <p>6 審査申請手数料の額並びに納付の時期及び方法 審査を受けようとする者は、審査申請手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を審査申請時に納付すること。 なお、納付された審査申請手数料は、返還しない。</p>	<p>7 審査の実施に関し必要な事項 審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、旧検定合格証を持参すること。</p> <p>8 審査の実施に関する問い合わせ先 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話番号088-826-0110内線3022、3024)又は県内の各警察署警備担当係</p> <p style="text-align: center;">----- 入 札 公 告 -----</p> <p>政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。 平成30年6月8日 高知県警察本部長 小柳 誠二</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 特定役務の名称及び数量 高知警察署庁舎新築建築主体工事 一式</p> <p>(2) 特定役務の特質等 入札説明書による。</p> <p>(3) 特定役務の完成期限 平成33年12月10日</p> <p>(4) 特定役務の施行場所 高知市北本町一丁目1702番</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がなされた後、知事が別に定める手続に基づく高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者については、この限りでない。</p> <p>ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者</p>	<p>イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者</p> <p>ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者</p> <p>エ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者</p> <p>(3) この入札公告の日から開札の日までの間に、高知県建設工事指名停止措置要綱(平成17年8月高知県告示第598号)又は指名回避措置基準要領(平成17年8月25日付け17高建管第223号高知県土木部長通知)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) この入札公告の日から開札の日までの間に、平成30年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等(平成30年3月高知県告示第194号。以下「告示」という。)1の(1)のウに該当し、告示5の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示1の(1)のウに該当しないこと。</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8544 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部警務部装備施設課管財係 電話番号088-826-0110(内線2263)</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 ア 手渡しによる交付の場合 平成30年6月8日(金)から同年7月2日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。 イ ダウンロードによる交付の場合 平成30年6月8日午前9時から同年7月2日午後5時までの間に、高知県入札情報システム(https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/)又は高知県警察ホームページ(入札・公告情報)(http://www.police.pref.kochi.lg.jp/sections/keimu/kaikei/nyuusatu/nyuusatu.html)で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時、方法等 ア 入札 (ア) 高知県電子入札システムによる入札 平成30年7月13日(金)から同月18日(水)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の間</p>
--	--	---

